

泉崎中島分署からのお知らせとアンケート調査のお願い

住宅用火災警報器の設置と本体交換のアンケート調査協力について

総務省消防庁では住宅用火災警報器の設置状況等調査を行い、全国における設置率等は、令和5年6月1日時点の調査で**設置率 84.3%、条例適合率 67.2%**となりました。当消防本部管内は**設置率 72%、条例適合率 56%**と、全国を下回っているのが現状です。

住宅用火災警報器の未設置世帯等に対して、火災予防条例に適合するように設置していただくよう、より効果的な普及啓発を行うとともに、既に住宅用火災警報器を設置していただいている世帯に対しては、定期的な作動確認や、**設置から 10 年を経過**した本体の交換を促進するなど、適切な維持管理（点検・交換）に関する取組み等を、『住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針』に基づき実施することが重要です。

つきましては、**住宅用火災警報器の設置状況等の実態を把握**するため、下記のとおり調査を実施しますのでご協力をお願いします。

趣旨

各世帯における住宅用火災警報器の設置状況等を把握し、今後の普及啓発広報及び既に住宅用火災警報器を設置している世帯への適切な維持管理広報に関する施策に活用することを趣旨とする。

白河地方広域市町村圏整備組合
SHIKAMA DISTRICT WIDE MUNICIPAL AREA IMPROVEMENT ASSOCIATION

SEARCH
サイト内検索

ホーム > 消防行政 > 電子申請 > 住宅用火災警報器の設置・交換した場合の連絡について

消防
Fire Department

住宅用火災警報器を設置・交換した場合の連絡について

■ 新たに設置、本体を交換した場合はご連絡をお願いします。

下記のとおり住宅用火災警報器（以下「住警器」といふ。）の設置状況を調査しておりますので、次に該当するお宅は「**住警器【設置・交換】連絡入力フォーム**」に必要事項を入力し送信してください。ご協力をお願いします。

- 今まで設置していなかったお宅に住警器を設置した場合
- 火災予防条例に適合していなかったお宅が新たに住警器を設置（移設）した場合
- 設置していた住警器を電池切れや故障、10年経過（劣化）等により本体を交換した場合

[click here](#)

「住警器【設置・交換】連絡入力フォーム」

[ここをクリック](#)

※お電話でのご連絡も可です。

白河市	【白河消防署】 ☎0248-22-2155
白河市史地区	【史地区分署】 ☎0248-34-2161
白河市赤松地区	【赤松分署】 ☎0248-32-3432
白河市大槻地区	【大槻分署】 ☎0248-46-2347
西郷村	【西郷分署】 ☎0248-25-2534
瀬戸町	【瀬戸消防署】 ☎0247-33-4522
堀町	【堀分署】 ☎0247-43-1219
鉾田村	【鉾田分署】 ☎0247-49-2119
朱沼町	【朱沼分署】 ☎0247-46-2119
美咲町	【美咲消防署】 ☎0248-42-3762
泉崎村	【泉崎中島分署】 ☎0248-53-2978
中島村	【泉崎中島分署】 ☎0248-53-2978

10年経ったら交換しましょう

定期的に点検しよう

連動型住警器に交換しましょう

■ 住宅用火災警報器の設置状況について消防職員が訪問することがあります。

今年度の設置状況を抽選した結果、約7割のお宅に1つ以上住警器が付いていますが、条例に該当するすべての場所についているお宅は約5割に留まっています。今後、さらなる普及を図ります。



住宅用火災警報器【設置・交換】連絡入力フォーム

住宅用火災警報器
は大切な家族の暮らしや命を見守る**大切な設備**です。
※設置して約**10年**が**本体交換**の目安です。

問い合わせ
矢吹消防署泉崎中島分署
☎0248-53-2978